土地区画整理事業の都市計画変更について

議案第1号 都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更について

議案第2号 都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更について

■ この度の都市計画の変更について

本市では、東日本大震災で甚大な被害を受けたまちの復興を目指し、新しいまちづくり を進めるための取り組みを行っています。

高田地区及び今泉地区においては、土地区画整理事業により高台及び市街地等の整備を 行うこととし、造成工事を進めているところです。

今般、公共施設等の詳細設計を行った結果、本事業の施行に必要な範囲が確定したことから、区域を変更するものです。

1 土地区画整理事業に関する経緯

平成24年	2月	高田地区・今泉地区の都市計画決定(先行地区)
	9月	高田地区・今泉地区の事業認可(先行地区)
平成25年	2月	高田地区・今泉地区の都市計画変更(全体地区)
1	0月	高田地区の事業計画変更認可 (先行地区)
1	1月	高田地区・今泉地区の都市計画変更(全体地区)
平成26年	2月	高田地区・今泉地区の事業計画変更認可(全体地区)
	8月	高田地区事業計画変更(第3回)認可
平成27年	1月	今泉地区の都市計画変更(全体地区)
	6月	高田地区事業計画変更(第4回)認可
1	2月	今泉地区事業計画変更(第2回)認可
平成28年	6月	高田地区事業計画変更(第5回)認可
		今泉地区事業計画変更(第3回)認可
平成29年	6月	高田地区事業計画変更(第6回)認可
	8月	今泉地区事業計画変更(第4回)認可
平成30年	1月	今泉地区事業計画変更(第5回)認可
	3月	高田地区事業計画変更(第7回)認可
令和 元年	5月	高田地区事業計画変更(第8回)認可
		今泉地区事業計画変更(第6回)認可
令和 2年	1月	高田地区事業計画変更(第9回)認可
		今泉地区事業計画変更(第7回)認可

2 住民説明会及び案の縦覧、意見書の受付の経緯

(1) 住民説明会 令和2年6月30日(火)

(2) 都市計画の案等の縦覧、意見書受付

案 件	期間
高田·今泉地区被災市街地復興	縦覧・意見書受付
土地区画整理事業	令和2年7月3日(金)~7月16日(木)

議案第1号

都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更について

高田地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のとおり変更するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、審議を求める。

令和2年8月7日提出

陸前高田市都市計画審議会長

1 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路、公園等の公共施設の整備改善や、宅地利用の増進を図るため、地域に住む人達から公平に少しずつ土地を出し合ってもらい、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または、変更を行う事業です。

2 変更の目的

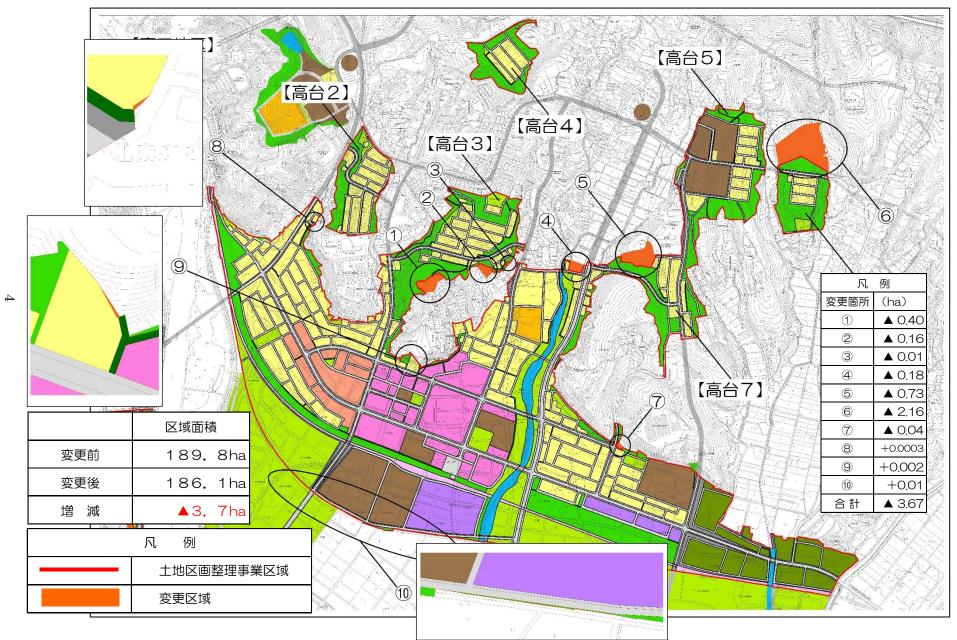
高田地区被災市街地復興土地区画整理事業については、平成26年2月に全体地区の 事業認可を受け、事業を進めているところです。

今回、公共施設等の詳細設計を行った結果、本事業の施行に必要な範囲が確定したことから、高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域を一部変更するものです。

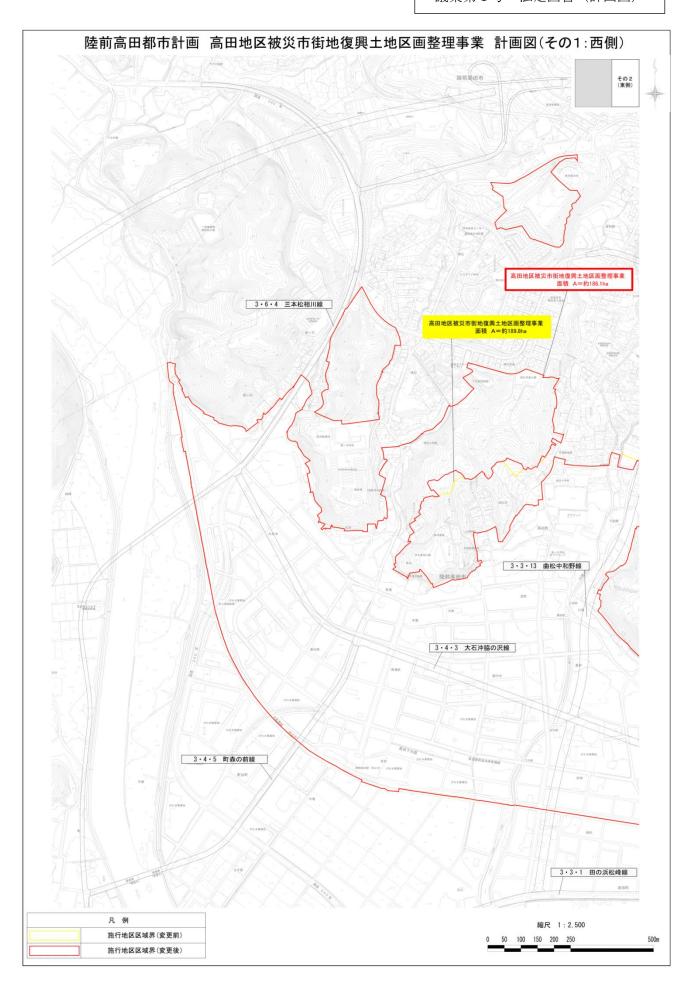
3 変更の内容

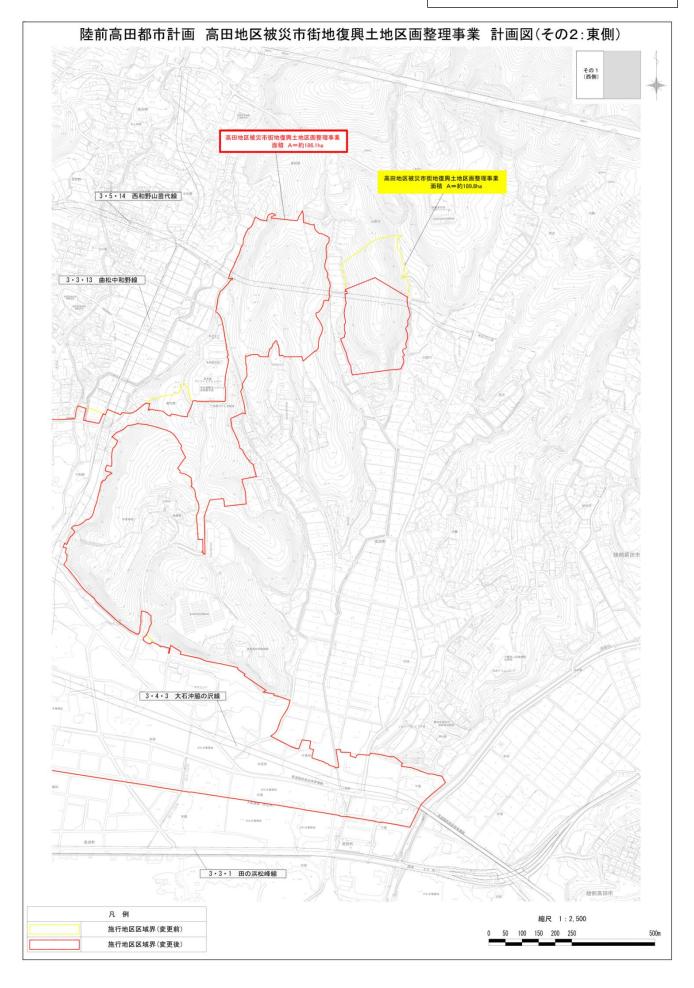
	変更前	変更後	増減
施行区域面積	189. 8ha	186. 1ha	▲3. 7ha

高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域の変更(案)



議案第1号 参考図





陸前高田都市計画土地区画整理事業の変更 (陸前高田市決定)

陸前高田都市計画事業高田地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように変更する。

名	名 称 高田地区被災市街地復興土地区画整理事業							
面	積	積 約186.1ha						
	151	種別	名 称	幅員	延		これらについ	
		_	3・4・3 大石沖脇の沢線	20.0m		2,500m	ては、別に都市	
			3 · 6 · 4 三本松相川線 11.5m			勺 510m	計画において	
		幹線街路	3・4・5 町森の前線 3・3・13 曲松中和野線	17. 0m		勺 340m	定めるとおり	
		-	3·5·13 曲松中和野線 3·5·14 西和野山苗代線	25. 0m		1,110m	とする。	
	道路	净冲巛字	等に対する安全性と市街地	14.0m	- 1	り 500m カスキ ゆ	-	
			・寺に刈りる女生性と巾街地 る三本松相川線、市街地の					
公			区との連絡を図るための町					
共			る道路や高台地域への避難					
施			形成を図る。			,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
設		また、区	画道路を土地利用や街区構	成等を考	慮して	つつ適正に	こ配置する。	
0		種別	名 称		~ 1- >)~		このいては 回に	
配	公園及び緑地	広域公園				については、別に 画において定める		
置		総合公園	5・5・1 高田松原公園	とおりと				
		公園及び緑地については、住民の憩いやレクリエーション、災害時の避難に資する						
		空間として、周辺環境や景観に配慮し適宜配置する。						
		種別	名 称	名		これらについては、別に		
	火葬場	火葬場	1 号陸前高田斎苑		都市計画において定め とおりとする。			
		高台7の	高台7の南側に隣接する火葬場と連坦して一部を区画整理区域内に確保する。					
			用について					
		., ., .	の速やかな生活再建のため			. —		
宅地の整備		に住宅を中心に宅地の整備を図る。あわせて山側の低地部をかさ上げする						
		ことにより、安全かつ災害発生時の円滑な避難も可能な市街地を形成し、						
		住宅や商業、業務、公益施設などの土地利用を図る。また、かさ上げを行 わない低地部については、適切な土地利用計画の誘導を図る。						
		47ない低地部については、適切な工地利用計画の誘導を図る。 2. 街区の規模について						
		2. 園屋の焼僕に りゃく 住宅地は被災した住宅等の規模も勘案するとともに、被災前の規模や立						
		地需要なども考慮し、適切な街区規模を設定する。						
		3. 宅地の整備について						
Γ I.6-	本事業においては、学校などの公益施設や宅地の整備を図る。						図る。	

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、平成25年11月26日に都市計画の変更を行ったところであるが、その後、公共施設等の詳細設計を行い事業の影響が及ばない区域を除外した結果、本案の通り変更するものである。

議案第2号

都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の変更について

今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のとおり変更するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、審議を求める。

令和2年8月7日提出

陸前高田市都市計画審議会長

1 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路、公園等の公共施設の整備改善や、宅地利用の増進を図るため、地域に住む人達から公平に少しずつ土地を出し合ってもらい、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または、変更を行う事業です。

2 変更の目的

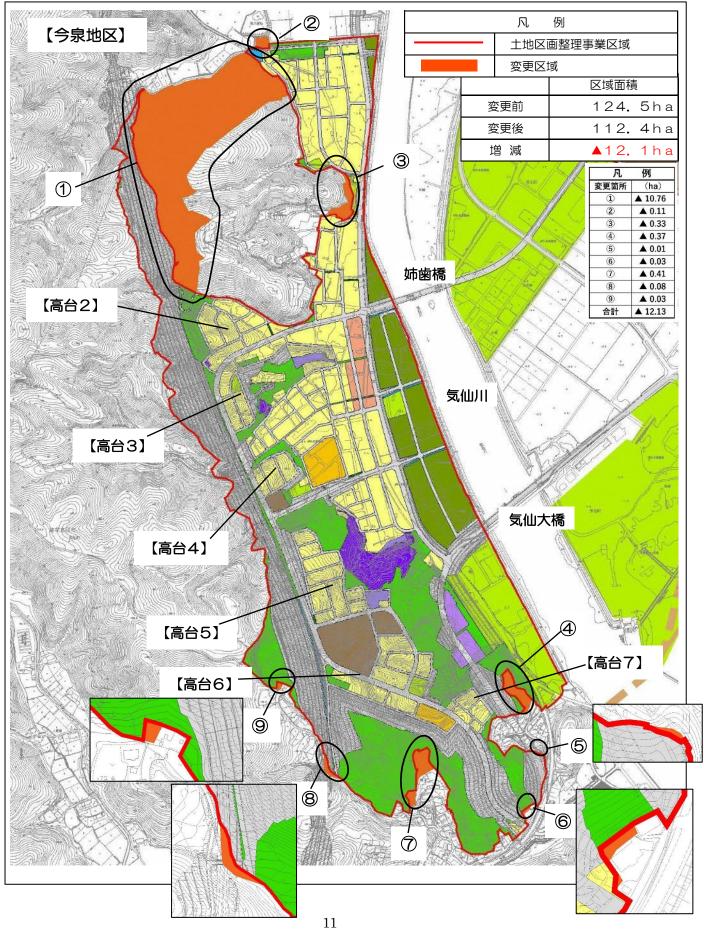
今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業については、平成26年2月に全体地区の 事業認可を受け、事業を進めているところです。

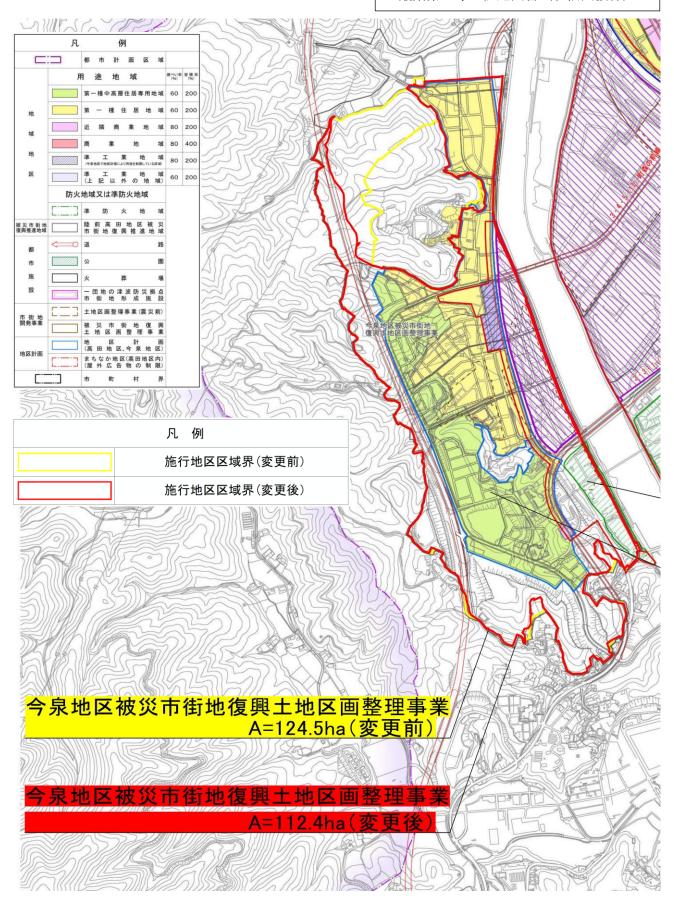
今回、公共施設等の詳細設計を行った結果、本事業の施行に必要な範囲が確定したことから、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域を一部変更するものです。

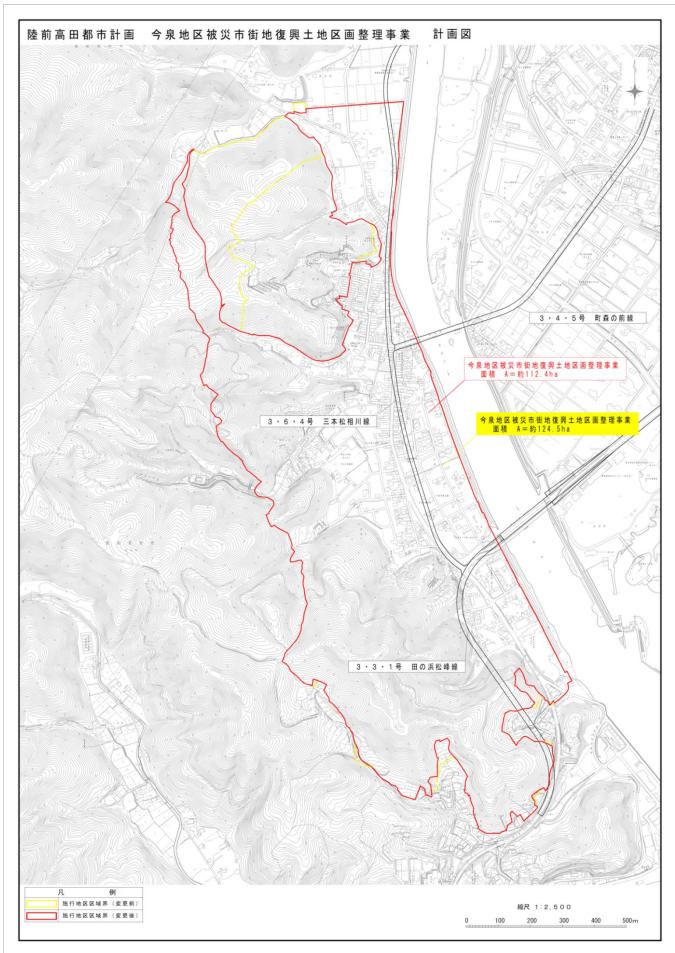
3 変更の内容

変更前		変更後	増減	
施行区域面積	124. 5ha	112. 4ha	▲12. 1ha	

今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域の変更(案)







陸前高田都市計画土地区画整理事業の変更 (陸前高田市決定)

陸前高田都市計画事業今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように変更する。

名	称	今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業						
直	i 積	約112. 4ha						
		種別	名称	幅員	延	長	別途都市計	
			3・3・1号田の浜松峰線	22. 0m	約	710m 画において定		
		幹線街路	3・6・4号三本松相川線	11.5m	約 1,	520m	⊢ する。	
	道路		3・4・5号町森の前線	17.0m	糸	J 80m		
公共施設の配		津波災害等に対する安全性と市街地の利便性を高めるため、内陸部への避難路にもなる三本松相川線や高田地区との連絡を図るための町森の前線を整備するとともに、市街地形成に資する道路や高台地域への避難道路を適切に配置し、健全かつ機能的な市街地の形成を図る。 また、区画道路を土地利用や街区構成等を考慮しつつ、適正に配置する。						
置		種別	名 称			これについては、別		
	公園及び緑地	広域公園				途都	市計画において るとおりとする。	
		公園及び緑地については、住民の憩いやレクリエーション、災害時の避難に資する空間として、周辺環境や景観に配慮し適宜配置する。						
1 土地利用について 被災者の速やかな生活再建のため、津波災害等の危険性のない高台地域 宅を中心に宅地の整備を図る。併せて山側の低地部をかさ上げすること り、安全かつ災害発生時の円滑な避難も可能な市街地を形成し、住宅や 業務、公益施設等の土地利用を図る。また、かさ上げを行わない低地部に ては、適切な土地利用計画の誘導を図る。 2 街区の規模について 住宅地は被災した住宅等の規模も勘案するとともに、被災前の規模や立 要等も考慮し、適切な街区規模を設定する。 3 宅地の整備について 本事業においては、学校等の公益施設や宅地の整備を図る。					:げすることによし、住宅や商業、 い低地部につい がの規模や立地需			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、平成27年1月20日に都市計画の変更を行ったところであるが、その後、公共施設等の詳細設計を行い、事業の影響が及ばない区域を除外した結果、本案のとおり変更するものである。